

議案第 34 号

三田市多世代交流館条例の一部を改正する条例の制定について

三田市多世代交流館条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 24 年 2 月 21 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市多世代交流館条例の一部を改正する条例

三田市多世代交流館条例（平成16年三田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

(3) 子育て情報ひろば

第3条第2項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 子育て支援拠点施設の管理運営

第3条の2の表シニア・ユースひろばの項中「午後12時」を「正午」に改め、同表に次のように加える。

| | |
|----------|--------------------|
| 子育て情報ひろば | 午前9時30分から午後5時30分まで |
|----------|--------------------|

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。